

岩手県告示第 560 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 20 年 7 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷 15 番地 1	平成 23 年 7 月 28 日